

省エネ化を検討する中小企業者等を支援します！

東京都既存非住宅 省エネ改修促進事業補助金のご案内

中小企業者等が所有している事務所等における、

- ✓ 現在の省エネ性能を知るための「省エネ診断」
- ✓ 省エネ性能向上に必要な改修内容を知るための「省エネ設計」
- ✓ 窓などの断熱化と設備の効率化を図るための「省エネ改修」

にかかる費用の一部を都が補助します。



省エネ診断

診断費用だけでなく、BELS 取得のための既存非住宅の調査費も対象です！



省エネ設計

改修によって得られる効果の計算や改修図面の作成などにご活用いただけます。



省エネ改修

大規模修繕と合わせた省エネ改修や、テナントの入替に合わせた区画ごとの省エネ改修にもご活用いただけます！



交付申請受付期間

令和5年6月1日(木) から 令和6年1月19日(金)

申込に関するお問合せ及び申請窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ 03-5989-1938

【受付時間】 午前9時～午後5時まで（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

〒160-8353 東京都新宿区西新宿七丁目7番30号

小田急西新宿 O-PLACE 3階 建築審査部 建築性能課 7番カウンター



東京都都市整備局

補助対象者

補助対象者は、次の①から⑦のいずれかに該当する方です。なお、大企業は対象外です。

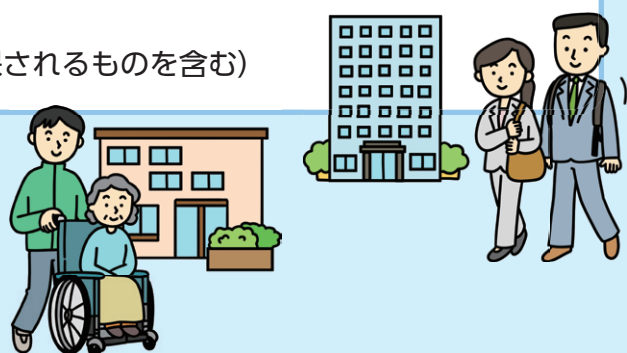
- ①中小企業者（中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合）
- ②個人事業主 ※
- ③学校法人
- ④一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人
- ⑤医療法人
- ⑥社会福祉法人
- ⑦①から⑥までに準ずるものとして都が適当と認めるもの

※管轄税務署に所得税法第 229 条に基づく開業届を提出している必要があります。

補助対象となる非住宅

補助対象となる建築物は、次の①から③のすべて（省エネ改修の場合は①から④のすべて）を満たす既存非住宅です。

- ①一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舍以外の建築物又はその部分
- ②中小企業者等が都内で所有するもの
- ③延べ面積が 10,000 ㎡以下であるもの
- ④耐震性が確保されているもの（改修後に耐震性が確保されるものを含む）



補助金の交付額

予算の範囲内において、①又は②のいずれか低い額を補助します。

補助事業		①補助率	②上限額
省エネ診断		対象経費の 3 分の 2	
省エネ化のための 計画の策定（省エネ設計等）		対象経費の 3 分の 2	
省エネ改修	全体改修	対象経費の 23%	改修により、省エネ基準に相当する場合 建物全体の床面積 × 5,600 円 / ㎡
			改修により、ZEB 水準に相当する場合 建物全体の床面積 × 9,600 円 / ㎡
	部分改修	対象経費の 23%	改修により、省エネ基準に相当する場合 改修部分の床面積 × 5,600 円 / ㎡
			改修により、ZEB 水準に相当する場合 改修部分の床面積 × 9,600 円 / ㎡

※1,000 円未満がある場合、補助額は切り捨てとなります。

(1) 省エネ診断



【対象経費】

- 省エネ診断に係る費用
- 省エネ診断に必要となる調査等のための費用
- BELS の評価・認証を受けるために必要な費用

【例】

- 設計図や現地調査で現状を確認、現状の省エネ性能を推定するための費用
- 改修の方向性等について検討するための費用
- 改修後のメリットについて定性的又は定量的な提案をするための費用
- 既存非住宅の BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等

(2) 省エネ設計



【対象経費】

- 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画策定等に係る費用
- 改修設計内容について BELS の評価・認証を受けるために必要な費用

【例】

- (省エネ診断がない場合) 設計図や現地調査で現状を確認するための費用
- 省エネ改修の仕様書・図面等作成(所有者等への説明資料作成等を含む)のための費用
- 省エネ改修によって得られる省エネ効果の概略計算をするための費用
- 工事費用見積もり取得や工務店選定に係る事務のための費用
- 改修後の非住宅の BELS 評価取得に要する書類作成及び申請費用 等

(3) 省エネ改修



【対象経費】

- 省エネ基準相当又は ZEB 水準相当まで省エネ性能が向上する省エネ改修工事(開口部又は躯体等(窓、外壁、屋根等)の断熱改修、断熱改修と合わせて実施する設備の効率化に係る工事)に係る費用

※全体改修だけでなく、部分改修も補助対象となります。

※太陽光発電設備等の創エネ設備は補助対象外です。

【例】

- 窓ガラスの交換、サッシの交換、外壁・屋根等の断熱化のための費用
- 空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機等の効率化を図るための工事費用、蓄電池の設置にかかる費用

【全体改修と部分改修】

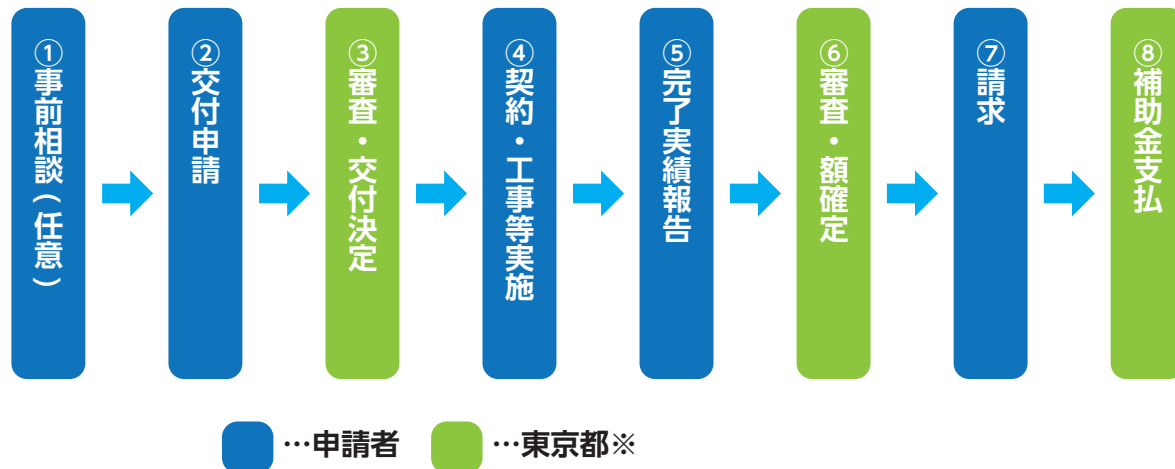
全体改修	改修後に、建物全体を評価(BELS 等による評価)し、省エネ基準又は ZEB 水準に相当することを確認する改修
部分改修	改修後に、非住宅の一部分のみを評価(BELS 等による評価)し、省エネ水準又は ZEB 水準に相当することを確認する改修 注：建物全体が省エネ基準に適合していることが既に確認されている場合は、ZEB 水準相当まで性能が向上する部分改修が補助対象となります。

※省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修は別々に交付申請を行ってください。

※省エネ設計等の設計期間や、省エネ改修の工事期間が複数年度にわたる場合は、一括設計審査(全体設計)申請を行い、承認を受ける必要があります。

補助金申請から受領までの主な流れ

契約済みの省エネ診断、設計等、改修については、本補助金の交付申請はできません。
まず交付申請をしていただき、交付決定を受けた後に契約・省エネ診断等を実施してください。



※交付申請・完了実績報告の提出先は東京都防災・建築まちづくりセンター

申請方法

- 交付申請受付期間内に、申請窓口（表紙参照）に申請してください。
- 申請書等の様式、募集要領などは下記ホームページからダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をご準備いただき、申請窓口へ来所又は郵送にて提出してください。
窓口への来所を希望される方は、申請窓口にお電話いただき、来所日時を予約してください。

交付申請の受付期間

交付申請の受付は、令和5年6月1日（木）から令和6年1月19日（金）までです。
申請書類に不備があると受付できませんのでよくご確認ください。また、不足書類等が全て揃った日が受付日となりますので、時間の余裕をもって申請していただきますようお願いします。
※受付した申請書は先着順で審査を行います。また、予算額に達した時点で受付を終了します。

補助金に関するホームページ URL

申請書等の様式、募集要領及び提出書類一覧等を掲載しています。

【東京都都市整備局 HP】

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/teitanso/syoene-sokushin.html>



【まちづくりセンター HP】

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp>

